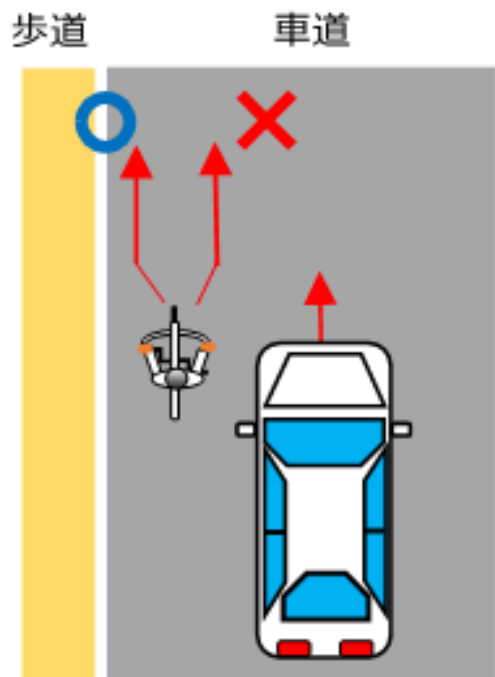


～自転車の側方を通過する時のルールが加わりました～

令和8年4月1日の道路交通法改正で自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されることとなりますが、自転車だけではなく、自動車の交通ルールにも一部改正が加わりました。



○自動車等に対する規定

自転車の右側を通過する車両については、車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で自転車の右側を通過するときは、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行しなければならないこととされています。

（道路交通法第18条3項）

○自転車に対する規定

車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で車両が自転車の右側を通過するときは、自転車は、できる限り道路の左側端に寄って、通行しなければなりません。

（道路交通法第18条4項）

車両種別	違反行為	罰則	反則金の額
自動車	歩行者等側方安全通過義務違反	3月以下の拘禁刑 又は5万円以下の罰金	7,000円
自転車	被側方通過車義務違反	5万円以下の罰金	5,000円

自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法

自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法

自動車等(*1)が自転車等(*2)の右側を通過する場合（追い越す場合を除く）において、両者の間に「**十分な間隔**」がないとき、

- 自動車等は、自転車等との「**間隔に応じた安全な速度**」で進行（道路交通法18条3項）
- 自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行（道路交通法18条4項）

しなければいけません。

(*1)自動車、一般原動機付自転車及びトロリーバス
(*2)軽車両（自転車を含む）及び特定小型原動機付自転車
(*3)明示されている根拠規定は改正後のもの



【上記の自動車等の通行方法の目安】

- 自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。**少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全です。**
- 自転車等と**1メートル程度の間隔を確保できない場合には、時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう！**

※ 上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。